

イギリスに見る気候変動安全保障

浅野昌子

1. はじめに

現在の国際社会は、政治、経済、気候のどれも深刻な状況であり、日本もその例外ではない。異常気象の現象と見られる、豪雨、大型台風、熱波などの自然災害による甚大な被害に見舞われている。

グローバル・イシュー（地球規模の課題、問題）として国際社会が直面しているひとつとして気候変動問題は常に取り上げられている。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書⁽¹⁾では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、多くの自然システムが、地域的な気候変動、とりわけ気温上昇の影響を受けつつあることなどが指摘されるなど、科学的知見の蓄積は進展しても、政治的にみると、その取り組みは遅々とした進展状態である。

世界が、そして地球温暖化対策に比較的消極的であったアメリカが、ようやく「気候変動」を現実的にとらえるようになった契機が、2003年の欧州の熱波と、2005年にニューオーリンズを襲ったハリケーン・カトリーナであり、異常気象の顕在化がその背景である。

地球の総人口は70億人を越え、その大多数は気候変動の影響が深刻な中で生活を余儀なくされている。この予測困難な気象状況の原因を作ったのは、いわゆる「北」の先進国であり、被害を受けているのが「南」の発展途上国という南北問題の構図を呈している。特に豊かな生活を追求してきた我々には、このことに対して対処する責任があると言える。

さて、国連は、このような地球の状態を生態系から調べている。国連のアナン（Kofi Annan）事務総長（2001年当時）の提唱で、世界95ヶ国の1,360人の専門家が参加して2001年から2005年まで生態系の総合的な評価がなされ、ミレニアム生態系評価⁽²⁾（“Millennium Ecosystem Assessment”）が2005年3月30日に公表されている。この評価書は、人類が過去50年間、かつてないほどの速さで生態系に影響を及ぼしてきたことを明らかにしている。衝撃的な結果として、60%の生態系が悪化していることがわかった。このことは、大気、水、自然災害の防止など、生態系がもたらしてくれる恩恵、つまり「生態系サービス」を、今後は全面的に享受できないことを示している。

危機に瀕した地球のために、原因を作った人間に何ができるかが問われているのであるが、本論では、違った側面から見ることにする。すなわち、こういった危機から国際社会が、そして国が、地球を守ると同時に、人間をいかに守るか、人間の安全をどう確保するかという観点に注目する。この場合、「安全保障」（security）という用語が一般的に使用されているが、この言葉は冷戦時代に、核戦争の脅威を念頭に置いた政治的表現であり、日本語では「重さ」を感じる。そして安全保障の分野の一つとして近年「気候変動」がとらえられるようになってきている。

このような気候変動のリスクから国民を、人類を守ることが「気候変動安全保障」である。後述するが、国連の安全保障理事会の場で、気候変動の脅威を「安全保障」問題として国際社会に訴えかけたのが、イギリスである。イギリスでも気候変動の現象が顕著に現われている現実がある。エネルギー・気候変動省（Department of Energy & Climate Change）のデータ⁽³⁾によると、過去10年間はそれ以前より平均気温が高い年が続いたこと、イギリスでは1970年代と比べると春の訪れが10日ほど早くなっていること、2003年の熱波ではイギリスだけでも2,000人が犠牲になったことなどが気候変動の現象とされている。イギリスはこういった気候変動を今日世界が直面している最も大きな挑戦であると認識し、地球全体で取り組む

必要がある問題であることから、EUで、G8で、そして国連で、世界を牽引しようとしているのである。国内政策においては、気候変動法（Climate Change Act 2008）を制定し、2020年までに温室効果ガスを90年比で34%削減、2050年までには、80%削減することを目標としている。2009年7月には、低炭素移行計画（UK Low Carbon Transition Plan）で2020年までの削減目標を達成するための計画を発表している。

本論では、安全保障論の流れ、イギリスの気候変動政策を支える政治家と科学者、イギリスの「気候安全保障」政策、イギリスの危機管理という点から、イギリスの気候変動安全保障を考察したい。

2. 気候変動安全保障と人間の安全保障

「安全保障」が意味するものは、もちろん前述したように、国家安全保障（national security）、つまり軍事力を伴う安全保障が一般的な考え方である。しかし、冷戦の終焉とグローバリゼーションの進展で、非軍事的な、国家を越えるような 이슈が顕在化してきた。これらも国民から守る安全保障問題としてとらえられるようになったのだが、従来の軍事的な安全保障と区別して「非伝統的安全保障」と称されている。大岩隆明は、「代表的な非伝統的安全保障上の脅威とは、地球温暖化、国境を越えた環境悪化や資源枯渇の問題、津波などの自然災害、鳥インフルエンザなどの感染症、人身売買や麻薬などの国境を越えた組織犯罪、テロリズムなどが挙げられる。…ここで列挙された非伝統的安全保障に言う脅威とは、典型的な負の国際公共財である」⁽⁴⁾と定義している。ここでは「地球温暖化」と表現されているが、地球全体で考えると気候の変化、「気候変動」ととらえるのが主流となってきている。

このような問題から人間を保護するために、「人間の安全保障」という考え方が、まず国連から出されたのであるが、「非伝統的安全保障」と同義語としてとらえることはできない。ちなみに、日本の外務省は次のように「人間の安全保障」を、「国家がその国境と国民を守るという伝統的な「国

家の安全保障」の考え方のみでは対応が難しい。そこで、国家の安全保障を補完し、強化するものとして提唱されたのが、人間一人ひとりに焦点を当てる考え方である」⁽⁵⁾と定義している。

国際社会では、1994年に国連開発計画（UNDP）が出した「人間開発報告書」⁽⁶⁾が最初に「人間の安全保障」を取り上げている。このような状況のもと2000年9月に開催された「国連ミレニアムサミット」で当時のアナン国連事務総長の地球規模の問題提起を受け、日本がイニシアティブをとって「人間の安全保障委員会」が創設された。緒方貞子元国連難民高等弁務官とアマルティア・セン（Amartya Sen）ケンブリッジ大学トリニティーカレッジ学長を共同議長として、委員会は検討を重ね、「人間の安全保障」について国際社会に対して行動指針を提言している。

UNDPの「人間開発報告書」の中に、人間の安全保障の領域の一つに、環境が設定されていた。地球温暖化やオゾン層の破壊、また資源の枯渇などに対して安全保障理念を加えることで、世界に対し環境問題の深刻さを認識させるものであった。しかし、その後も、環境破壊に起因する水不足や砂漠化、さらにそれらを原因とする紛争などで土地、そして国まで追われる「環境難民」もアフリカを中心に増加傾向にあり、人間の生命の根源にかかわる生態系や資源などを対象とする「環境安全保障」という考え方も出てきた。米本昌平は、環境安全保障を「環境が著しく悪化すれば社会を不安定化させ、安全保障上の問題を引き起こす、もしくは、環境の悪化そのものが安全保障問題であるという視点である」と説明し、「環境安全保障論は環境悪化の原因を森林の大規模伐採や水源の汚染のように、人為による直接的な働きかけを前提とするものであった」⁽⁷⁾ため、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの増大を主因とする気候変動問題との違いを指摘している。このようなことから、地球温暖化による気候変動を別にし、気候変動による水資源の枯渇、土地の砂漠化などが紛争の原因になることもあり、「気候変動安全保障」として議論されるようになった。つまり、「気候変動」が「非伝統的安全保障」問題、脅威の対象とされたのであるが、こ

の経緯は国際関係論では「セキュリティゼーション」とよばれている。そして「気候変動安全保障」を、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットを契機として国際社会に訴え、国内政策の充実を図っているのがイギリスである。

3. 気候変動を直視する政治家、科学者—政府のブレーン

ブレア (Tony Blair) 元首相は二酸化炭素削減、そして気候変動問題を1997年の総選挙のマニフェスト段階から政策課題とし、イギリスの国内政策の充実だけでなく、国際社会に働きかけてきた。首相を引退したあとも「気候変動」と「アフリカ」問題に対し取り組みを進めている。イギリスには気候変動政策を推進する政府を理論的にバックアップし、イギリス国内、そして国際社会に対し、メディアを通じてアピールするブレーンの存在が豊富である。特に「気候変動」は「安全保障」の問題であるとする代表的な意見、理論を以下にあげる。

① 2004年3月に、政府の主任科学アドバイザーのデイビッド・キング卿 (Sir David King) は、「気候変動はテロリズムより大きな脅威である」⁽⁸⁾と主張している。アメリカの科学雑誌にも同様の趣旨で、さらに気候変動に対する国際協調に背をむけるブッシュ政権を非難する記事を出し、議論を巻き起こした。キング卿はそれまでもこの意見を主張しているため、ニューヨークの同時多発テロ事件のこともあり、政府はこのとき、アメリカとの関係に支障が出るとして、トーンダウンするように促したほどである。しかし彼の主張は変わらず、国際社会は気候変動を深刻に受け止め、対処しないと、災害の危険があり、イングランド南部では洪水のリスクが増える⁽⁹⁾と警告している。

② サッチャー (Margaret Thatcher) 首相時代から政府にアドバイスを続けてきたクリスピン・ティックル (Crispin Tickell) は、冷戦中は核兵器の脅威があったが、冷戦後は気候変動が核の脅威にとって代わる脅威になってきた⁽⁹⁾と述べている。安全保障の問題として防衛を司る省庁 (日本では防

衛省)が関心を持ち始めたのは当然としている。

③ ジョン・リード (John Reid) は国防大臣の経験者であるが、気候変動は国際社会の安全保障の問題であると主張している。我々に影響を及ぼすのみならず、将来世代にも影響する可能性があり、世界規模で見ると、実際に原因を作った人たちよりも、最も脆弱な国の人たちに影響する可能性の方が大きいこと、それだからこそ、イギリスやEUにとって、そして世界各国にとって気候変動は地政学的に、そして安全保障としての意味もっていると指摘している⁽¹⁰⁾。

④ ジョン・アシュトン (John Ashton) はイギリス外務省の気候変動問題の特別代表であるが、彼は気候変動安全保障に関して明解な意見を述べている⁽¹¹⁾。「我々は気候変動を環境に対する長期にわたる脅威ととらえるのではなく、我々の安全と繁栄に対する今そこにある脅威ととらえる必要がある」と言っているのである。国民が税金を納めてくれることに対して政府が最優先に考えなければならないことが安全と繁栄であり、気候変動は最も深刻な脅威かもしれないとする。世界で最も裕福なアメリカでさえ、2005年8月28日にニューオーリンズを襲ったハリケーンカトリーナの災害では、深刻な状態に陥った。まして社会、経済の体制が脆弱であるアフリカの国々だったらどうなるか、これはダルフル紛争を見ればわかるという。この紛争は降水量が極端に減少し、水不足も一因となった紛争である。

アシュトンの意見は、気候変動に対して政府がすることは、ソフトパワーに投資することであり、政治と外交が要となるという。まさに、これがブレア政権がめざした環境政治であり、気候変動政策である。

4. イギリスと気候変動

(1) 国際社会のリーダーシップ

イギリスが国際社会に対して、危機的状況にある地球の気候変動に対してアクションをとるべきだと呼びかけたのが、ブレア元首相である。

以下に、国際社会でのイギリスの気候変動に対するイニシアティブをま

とめる。

① イギリスが議長国となったG8グレンイーグルズ・サミット（2005年7月）である。ブレアは早々に主要議題を「気候変動」と「アフリカ」に決定し、3月にはサミットに先がけて、新興経済国を含む各国のエネルギーと環境に関する大臣を集め、閣僚会合を開催するなど、革新的であった。サミットに中国、インド、メキシコ、ブラジル、南アフリカを招待し、新興経済国とのパートナーシップを模索したことも意義あることであった。このサミットの成果は、気候変動問題をサミットの主要議題に定着させたこと、サミットの後もBRICsを中心とした経済成長著しい国々を参加させてフォローアップ会議（気候変動・クリーンエネルギー・持続可能な開発に関するグレンイーグルズ対話）を立ち上げたことである。

② 「スターン・レビュー」⁽¹²⁾（2006年10月）を発表したことである。経済成長と環境保全は相反するものと、とらえがちであるが、共存させることが必要である。そこで、気候変動政策の経済的影響、つまりコストはどれくらいになるかについて世界銀行の元チーフエコノミストのニコラス・スターン（Nicholas Stern）卿に研究を依頼した。その結果が「気候変動の経済学」、いわゆる「スターン・レビュー（*Stern Review on the Economics of Climate Change*）」と呼ばれている報告書である。気候変動対策の費用はGDPの1%程度で済むが、放置すると、そのリスクはGDPの20%に達する可能性があることをこの報告書で国際社会に向けて発表し、早期に対策をとることを訴えた。

③ 気候変動問題を安全保障問題へ

気候変動が人類に対する危機であり、そのリスクから国民を守ることは「安全保障」と考えるべきであることを「国連」の場で提案し、安全保障理事会の議案として提案している。まず、2006年9月の第61回国連総会で当時のマーガレット・ベケット（Margaret Beckett）外務大臣が気候変動に関するスピーチ⁽¹³⁾をし、2007年4月には国連安全保障理事会の議長国という立場で、「エネルギー、安全保障および気候の関係について」という

議論を行った。この会議に際して、コンセプトペーパー S/2007/186⁽¹⁴⁾ を提出している。このペーパーの中で、紛争（エネルギー、水や食糧を求めて、あるいは難民、国境問題など）の原因となりうる気候変動は安全保障問題であることを強調している。

環境問題を中心課題とし、二酸化炭素の排出削減に取り組むブレア政権の環境大臣であったベケットは、外務大臣に就任以来、気候変動問題に取り組む、英国にとって新たな戦略的国際優先事項を気候安全保障としている。国連の場を選んだことは、すべての国が気候変動にとりくみ、責任を分担してほしいこと、そして予断を許さない状況であることを訴え、世界に対して警鐘を鳴らす意図があった。このときは、発展途上国を中心に異を唱える国が多かったが、その後国連としても対応をとるようになった。

④ 発展途上国に対する援助

地球規模で取り組むべき気候変動問題は、一国のみで対策をとるには限界がある。ブレア元首相がアフリカ問題をサミットの議題にしたように、気候変動問題に脆弱なアフリカを中心とした発展途上国に対する支援の重要性を認識し、2011年に、国際気候変動基金（International Climate Fund）を設立した。この基金の目的は、発展途上国の気候変動に対処することと、貧困削減するためである。2011年4月から2015年3月までに、29億ポンド準備する計画である。この基金の設立は、国際的合意に基づくものである。つまり、2009年のコペンハーゲン合意で途上国の温室効果ガスの削減や適応対策のため資金支援が決定されていた。

(2) 国家安全保障政策

ブラウン（Gordon Brown）政権時代、イギリスで初めて包括的な国家安全保障戦略（National Security Strategy）⁽¹⁵⁾ が2008年3月に発表された。2009年に改訂版が出され、イギリスの国と国民と、そして国民の生活を守る指針が完成した。国の安全保障だけでなく、「人間の安全保障」に比重を置いたものである。アフガニスタンとパキスタンの問題、感染症、国際犯罪、

貧困、テロなどに加え、気候変動の安全保障も定義されている。

さて、この安全保障戦略での「気候安全保障」は以下の内容である。

① 気候変動は我々の安全保障を含め、世界が直面している最も大きな挑戦の一つである。世界的に、気候変動は「脅威を増幅するもの」として働き、安全保障上、脆弱な国や地域をさらに悪化させていく危険性をもつものである。

② 国内では、安全保障の点から留意しなければならないような、異常気象による環境への影響がすでに現われている。今後このような現象がさらに深刻な状態で起きる頻度が高まる予想である。国際的には脆弱な国々に一層不安定さを増やすことで、イギリスの対外安全保障にも影響を与える。

③ イギリスは国内政策において排出削減目標を法律で規制し、世界で初めて炭素会計を整備するなど世界をリードしている。2020年までに1990年比で20%、世界的に削減が合意した場合30%削減するというEUの中でもリードしている。

以上の点から考えると、国内の異常気象による災害に備え、国際的には気候変動が国内事情の悪化した国にさらに悪影響を及ぼす可能性から積極的に行動し、国内外で「気候変動安全保障」を重視していることがわかる。

5. イギリスの危機管理

国民の生命と財産を守ることが国の第一の仕事であると言われている。緊急事態にいかにも備えるか、リスク管理の整備が問われている時代である。ニューヨークの同時多発テロのようなテロリズム、ニューオリンズの巨大台風被害、日本の東日本大震災、福島の子力発電所の事故などを見て、危機管理の必要性をどの国も、だれでも痛感したはずである。

イギリスでは気候変動に起因する洪水などの自然災害のみならず、テロも環境もちろん国防も含め、現代社会のあらゆる危機から国民を守ることを目的として2004年に「民間緊急事態法」(Civil Contingencies Act

2004)⁽¹⁶⁾が制定された。この法律の契機となったのが2000年の燃料危機と多発した洪水被害であった。そしてまた、21世紀の状況に即した法律の見直しでもあり、これも政府の「近代化」の一部だと言える。2003年の6月から9月にかけてコンサルテーションを行った上、2004年に制定に至っている。

この法律における「緊急事態」とは、21世紀のイギリスが直面している脅威とリスクを考慮したものであり、イギリス全体またはイギリス国内の一地域の間人福祉や環境に対し、深刻な被害を及ぼす脅威となる事件や状況、そして英国の防衛に対し深刻な被害を及ぼす脅威となる戦争やテロと定義されている。

また、人間の福祉に脅威となる恐れのある状況として、人命の喪失、疾病、怪我、住居の喪失、財産への被害、そしてお金や食料、水、エネルギー、燃料などの供給に対する妨害、通信、交通手段や保健サービスに対する妨害と規定されている。環境に関する脅威としては、生物学的あるいは科学的物質、または放射性物質による土地、水、大気の汚染と、植物や動物の生命の絶滅、あるいは絶滅に至るような被害があげられている。

以上のような自然災害、事故、攻撃などに強いイギリスにするため、特に地方自治体を中心とし、中央省庁など諸機関の対応が規定されている。政府の方針のもと、災害を予想し、リスクを評価し、防災に配慮している。注目すべきことは、防災体制の整備にあたり、重視されているのが「情報の共有」である。

気候変動に関して、リスクとしての認識については、リスク管理についての「ナショナルリスク登録簿 (National Risk Register)」⁽¹⁷⁾に記述がある。この中の、自然災害としての異常気象についての記述は以下のようになっている。

「これまでの現象で理解できるように、異常気象は多様であり、ときには日常生活に深刻な問題をもたらすことがある。今後予測されることは、気温上昇、海水面の上昇などであるが、イギリスではさらに異常気象の現象

は厳しくなるであろう。(中略) 異常気象としてイギリスの国レベルで計画する必要があるものとして、嵐、突風、低温、豪雪、熱波、干ばつがあげられる」と。

このリスク登録簿に定義されているこれら異常気象、すなわち気候変動の現象の情報に関しては、気象庁 (Met Office) に警報を出す責任があり、定期的にホームページを、交通信号のシステムで情報発信している。的確な情報システムがここでも構築されている。

6. むすびにかえて

気候変動はまさに「安全保障」の問題であることを、欧州連合の広報誌「ヨーロッパ」⁽¹⁸⁾の中で明確に表現している。「気候変動はおそらく今日人類が直面している最大の課題といえよう。一刻も早く温室効果ガス的大幅削減に関する全地球的な合意に達し、地球規模の気候安全保障体制を確立させるために欧州連合は率先して先駆的な役割を果たそうとしている」と気候変動安全保障について述べ、欧州委員会のスタブロス・ディマス (Stavros Dimas) 環境担当委員は、「気候変動は今後何世代も続く“世界大戦”である。つまり、温室効果ガスの排出を削減するためには戦時経済下のような努力が必要だ。しかも一国のみでは解決できない課題が多く存在し、世界の国々が協力の道を見出さない限り、各国ごとの政策が成功することはない」と語ったとある。

EUは、環境政策で世界のリーダーたるべく環境政策を進めているが、イギリスはそんなEUの中で、さらにリーダーシップをとり、国際社会の中でもリーダーシップをめざしている。国連の場で「気候変動安全保障」として「気候変動」問題を提案し、国際社会に衝撃を与えたことに意義がある。

ただし、国連の安全保障理事会は、国連憲章によると、国際連合の任務及び権限として第24条に「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任

を安全保障理事会に追わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基づく義務を果すに当たって加盟国に代わって行動することに同意する」⁽¹⁹⁾とあり、ここに環境問題や気候変動問題を含めるかどうかと疑問もあり、総会やほかのフォーラムに任せるべきだという意見も確かにある。しかし、イギリスが国連の場で訴えたことに端を発し、「気候安全保障」という認識が国際社会の中でイシューとして取り上げられるようになったことはイギリスの貢献である。2007年以來、4年ぶりに2011年7月20日、国連安全保障理事会で気候変動が議題となり、今回は気候変動政策にやはり成果を出しているドイツが議長国であったが、「気候変動は安全保障上の脅威」であるとした議長声明⁽²⁰⁾を出した。気候変動は国際的な平和と安全保障に対する脅威とし、長期的な影響を危惧していること、さらに島しょ国など海面の上昇で領土が水没していくような例を出して安全保障上の問題が生じることを指摘している。潘基文事務総長も、2007年は安保理の場で議題にすべきかから始まったが、今回は気候変動と国際安全保障に対し安保理や加盟国が、何ができるかを議論できることを歓迎したいことを話している。確かな形で国際社会の取り組みは、少しずつだが進展し、イギリスのイニシアティブが果たした役割は大きいものである。

二酸化炭素の排出は、産業や交通だけでなく、われわれの日常生活すべてにかかわっていることであることを再認識したいものである。

註

- (1) IPCC「第4次評価報告書（政策決定者向け要約）」参照。（<http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/interim-j.pdf>, 2012年2月12日アクセス）
- (2) 「ミレニアム生態系評価の概要」参照。（http://www.env.go.jp/press/file_view.php/seroa;=11347&hou_id=9660, 2012年2月12日アクセス）
- (3) Department of Energy and Climate Changeのホームページのデータによる。（<http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/tackling/international/international.aspx>, 2012年3月18日アクセス）

- (4) 大岩隆明「非伝統的安全保障と援助—国際公共財の視点から (<http://www.nira.or.jp/pdf/ooiwa.pdf>, 2012年2月16日アクセス)
- (5) 外務省国際協力局「人間の安全保障 人々の豊かな可能性を実現するために」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/pdfs/hs_pamph.pdf, 2012年2月2日アクセス)
- (6) 国連開発計画「1994年版人間開発報告書(要約)」参照。(<http://www.undp.or.jp/hdr/pdf/hdr1994.pdf>, 2012年2月6日アクセス)
- (7) 米本昌平『地球変動のポリティクス—温暖化という脅威』弘文堂、2011年、pp.171-172。
- (8) *Scientist renews climate attack*, (http://news.bbc.co.uk/go/pr/fr/-/hi/uk_news/politics/3584679.stm, 2012年2月17日アクセス)
- (9) Crispin Tickell, *Climate change: implications for security*, (<http://www.crispintickell.com/page116.html>, 2012年2月17日アクセス)
- (10) John Reid, *John Reid on climate change and global security*, (<http://blogs.reuters.com/great-debate-uk/2009/12/05/john-reid-on-climate-change-and-global-security/>, 2012年2月17日アクセス)
- (11) John Ashton, *World's most wanted: climate change*, (<http://www.newsvote.bbc.co.uk/2/hi/science/nature/5323512.stm>, 2012年2月5日アクセス)
- (12) 「スターン・レビュー(気候変動の経済学)」参照。(環境省ホームページ) (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/stern_review/es/es-ej-3.pdf, 2012年2月21日アクセス)
- (13) the Guardian (2006), *Beckett to warn UN on climate change*, (<http://www.guardian.co.uk/politics/2006/sep22/greenpolitics.uk>, 2012年2月14日アクセス)
- (14) United Kingdom Mission (2007), *Energy Security and Climate* (UK Concept paper), (http://unfcc.int/files/application/pdf/ukpaper-security_council.pdf, 2012年2月14日アクセス)
- (15) HM Government (2010), *The National Security Strategy of the United Kingdom*, (<http://www.responsibilitytoprotect.org/national-security%20uk.pdf>, 2012年2月14日アクセス)
- (16) 岡久慶「緊急事態に備えた国家権限の強化—英国2004年民間緊急事態法」(『外国の立法』223、2005年、pp.1-37)。
- (17) Cabinet Office (2008), *National Risk Register*, (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/corp/asets/publications/reports/national-risk-register/national->

risk-register.pdf, 2012年2月20日アクセス)

- (18) 「気候変動との戦い(広報誌ヨーロッパ)」参照。(駐日欧州連合代表部ホームページ、<http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/world/environment/research>, 2012年3月16日アクセス)
- (19) 国連憲章 (<http://unic.oc.jp/information/UN-charter-Japanese>, 参照。2012年2月13日アクセス)
- (20) Security Council SC/10322, (<http://www.un.org/News/Press/docs/2011/sc10332.doc.htm>, 2012年2月12日)

<参考資料>

1. 「英国の気候変動政策」(英国大使館ホームページ) (<http://ukinjapan.fco.gov.uk/ja/uk-activities/energy-environment/climate-change/uk-climate-change/>, 2012年3月16日アクセス)
2. 防衛省防衛研究所「東アジア戦略概観」、2009年、(<http://www.nids.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian2009/j02.pdf>, 2012年2月7日アクセス)
3. Department of Energy and Climate Change (2012), *Our International Work on Climate Change*, (<http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/tackling/international/international.aspx>, 2012年2月5日アクセス)
4. Department for Environment, Food, and Rural Affairs (2012), *Climate Change Risk Assessment: Government Report* (<http://defra.gov.uk/publications/files/pb13698-climate-risk-assessment.pdf>, 2012年2月27日アクセス)
5. Department for Environment, Food, and Rural Affairs (2010), *Defra's Climate Change Plan 2010*, (<http://www.defra.gov.uk/publications/files/pb13358-climate-change-plan-2010-10324.pdf>, 2012年2月20日アクセス)
6. HM Government (2010), *A Strong Britain in an Age of Uncertainty*, (http://www.direct.gov.uk/prod_consum_dg/groups/dg_digitalassets/@dg/@en/documents/digitalasset/dg_191639.pdf, 2012年2月21日アクセス)
7. Katie Harris, *Climate change in UK security policy: implications for development assistance?*, (<http://www.odi.org.uk/resources/details.asp?id=6224&title=climate-change-uk-security-policy>, 2012年1月28日アクセス)
8. Ministry of Defense (2009), *Climate Change Strategy*, (<http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/73ED201B-CC03-41B4-8936-6BED49469D6E/0/ClimateChangeStrategy2009.pdf>, 2012年2月24日アクセス)

9. William Blyth, et.al. *Blair's G8 Gamble: Prospects for Gleneagles*, (2005), (<http://www.chathamhouse.org/publications/papers/view/108063>, 2012年3月3日アクセス)

<参考論文>

10. 中島耕三郎「安全保障問題としての地球温暖化一リスク認知と脅威認識一」(『横浜国際社会科学研究』12(6)、2008年、pp.96-116)。
11. 和達容子「EU気候変動政策とエネルギー 一政策文書と内在する国際的リーダーシップの脆弱性一」(『長崎大学総合環境研究』12(1)、2010年、pp.1-13)。

<参考文献>

1. 赤根谷達雄、落合浩太郎編著『新しい安全保障論の視座』亜紀書房、2007年。
2. メアリー・カルドー（山本武彦、宮脇昇、野崎孝博訳）『「人間の安全保障」論 グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版局、2011年。
3. 防衛大学校安全保障学研究会『安全保障のポイントがよくわかる本』亜紀書房、2007年。
4. 吉田文彦『「人間の安全保障」戦略』岩波書店、2004年。